

中山間地域集落の住民同士の話し合いを働きかける

集落づくり推進員 を募集します。

(地域政策課 会計年度任用職員)

申込締切日 令和8年6月17日(水) 必着

試験日 令和8年6月25日(木)

上越市の中山間地域には、お米に代表される豊かな農産物、美味しい水、美しい自然や景観など、数多くの地域資源があります。それらの地域資源は、中山間地域の集落の人々が長い年月をかけて守り育ててきたものです。

その一方、中山間地域の集落では、人口の減少や少子化・高齢化の進行に伴い、日常生活や農業生産活動、集落の共同活動等を取り巻く環境が厳しさを増しています。

上越市では、このような中山間地域の集落の状況を把握し、集落の“いま”と“みらい”をお住まいの皆さんとともに考え、“熱意”と“意欲”を持って活動する「集落づくり推進員」を募集します。

1 雇用形態

(1) 身分 会計年度任用職員

(2) 任用期間

名立区以外 令和8年7月17日から令和9年3月31日まで

※任用期間満了後1年を超えない範囲で更新する場合があります。ただし、継続勤務期間は、公募による採用から4年経過後の年度末(最長5年)を上限とします(継続勤務期間の上限に達した場合であっても、再応募が可能です)。

名立区 令和8年7月17日から令和9年3月31日まで

※育休代替としての任用となります。

2 募集職種 集落づくり推進員

3 募集人数 大島区、柿崎区、吉川区、名立区 各1人

4 職務内容 各区内の担当する集落に出向き、以下の業務を行います。



市ホームページをご覧ください。

- ・担当する集落を巡回し、集落の実態(人口や世帯数の動向、通院・買物方法、農地や共同作業の状況、地域資源、他集落との連携状況など)や課題等の把握及び総合事務所内での情報共有
- ・集落の現状、課題、集落のあり方等に関する話し合いの促進
- ・集落の状況把握や話し合いに必要な行政機関や各種団体等との連携 などの①～③の全てに該当する人

5 受験資格

- ① 田畑の耕作若しくは管理、環境の保全、高齢者の生活支援又は地域おこし等の業務若しくは活動の経験がある人
- ② 基本的なパソコン操作(ワード・エクセルの操作)ができる人
- ③ 普通自動車運転免許(免許取得後1年以上)を受けていること

(裏面に続きます)

6 試験内容・申込方法

- (1) 試験内容 面接試験（個別面接）
- (2) 試験日 **令和8年6月25日（木）**を予定しています。
面接試験は大島区、柿崎区、吉川区、名立区いずれかの総合事務所又は上越市役所木田庁舎で行います。
会場、面接時間については、締切日以降にお知らせします。
- (3) 申込方法 封筒に「令和8年度会計年度任用職員（集落づくり推進員）応募書類在中」と朱書きで記載し、下記書類を地域政策課または大島区、柿崎区、吉川区、名立区いずれかの総合事務所総務・地域振興グループに、直接または郵送にて提出してください。
- ①受験申込書 } (指定様式)
②履歴書 }
③職務経歴書 (任意様式)
④「中山間地域における集落づくり」
をテーマにした作文（800字程度、様式任意）
- ※受験申込書及び履歴書は
指定様式を使用の上、履歴書には写真を貼付し、
必要事項を記入してください。
- (4) 申込締切日 **令和8年6月17日（水）必着**
- (5) 結果通知 受験された方全員に、文書または電話でお知らせします。
- (6) その他
- ・職務内容は、些細なことでもご説明しますのでお気軽にお問い合わせください。
 - ・受験申込時の提出書類は、①合格の場合は返却しませんが、②不合格の場合は結果通知に同封し、返却します。

※指定様式は、上越市ホームページ（地域政策課）からダウンロードするか、ハローワークで申込みの際に受け取ってください。



7 勤務条件等

勤務日	月曜日から金曜日までの週5日
勤務時間	9時から16時まで（うち休憩60分、勤務時間6時間） ※集落の常会等に参加する場合など、早朝又は夜の勤務となる場合があります。この場合、担当する集落の状況等に応じて勤務時間帯を調整します。
週休日等	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3） ※集落の常会や行事等に参加する場合は、土・日曜日、祝日勤務の場合あり
報酬	月額186,530円 ※この他、通勤方法及び通勤距離に応じて通勤費を支給します。
期末・勤勉手当	任用期間等に応じて支給 ※支給割合は在職期間や任用期間等によって異なります。
保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険 ※ただし、任用日において、健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上の方は加入できません。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇、夏期休暇等）があります。
勤務場所	大島区、柿崎区、吉川区、名立区いずれかの総合事務所 ※履歴書に希望する勤務場所を記載してください。
その他	外勤が基本であり、担当集落は、各区内の集落です。外勤時に自家用車を利用した場合は、1キロ当たり22円をお支払いします。

8 その他

- ・受験のための旅費等は、支給しません。

【申込み・問い合わせ先】上越市 総合政策部 地域政策課
住所：〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
電話：025-520-5673